



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 10 日 (火)
第 8 0 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (129) (景観まちづくり課) 2
- 家畜伝染病予防法による消毒方法の実施の命令 (130) (畜産課) 2
- 県道の供用の開始 (131) (道路企画課) 2
- ◇ 正 誤 平成 21 年 3 月 3 日付鳥取県公報第 8071 号中訂正 (病院局総務課) 3

告 示

鳥取県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画下水道 米子市公共下水道
淀江都市計画下水道 米子市公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第130号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 2 実施する区域
県下全域の養鶏農場（業として鶏を飼養しているものに限るものとし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除くものとする。）
- 3 実施の期日
平成21年3月13日から同月31日まで
- 4 消毒方法
県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布すること。

鳥取県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	供用開始の期日
河原インター線	鳥取市河原町高福字長通り780地先から同字776-9地先まで	平成21年3月13日

正 誤

平成21年3月3日付鳥取県公報第8071号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 9

行 下から17

誤 5 : 00 PM

正 4 : 00 PM

頁 11

行 下から4

誤 7,088,026,855 円

正 7,071,415,617 円